

登録研修機関業務規程

事業者番	1110028	事業所名称	株式会社ラポール らぼーる上尾		
所在地	〒362-0072 埼玉県上尾市中妻二丁目6番地11				
連絡先・ 相談窓口	所属	本部	職氏名	堀 恵	
	電話番号	048(780)1065	FAX 番号	048(780)1060	
	E-mail	school@rapport-ageo.co.jp			

1 研修の内容

開講の目的	平成24年4月に法改訂された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護職員等によるたん吸引等の実施について制度化されたことから、介護保険施設や障害者施設等において、不特定多数の利用者に対し適切に喀痰吸引等の医行為が実施できる介護職員等を養成することを目的とする。				
研修の名称	喀痰吸引等研修				
研修の課程 ※実施予定の課程に○を記入すること。	○	第1号研修	喀痰吸引及び経管栄養の全ての行為（不特定多数の者）		
	○	第2号研修	喀痰吸引及び経管栄養の全ての行為について行為ごと（不特定多数の者）		
		第3号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修（特定の者対象）		
実施の時期	標準コース：年4回 1月～6月 4月～9月 7月～12月 10月～3月 医療的ケア（基本研修）修了者コース：随時				
研修の講師	必要講師人数 3人以上（講師名簿については別紙「講師一覧表」のとおり。）				
実施の場所	講義	埼玉県上尾市地頭方422 らぼーる上尾研修室			
	演習	埼玉県上尾市地頭方422 らぼーる上尾研修室			
	実習	埼玉県上尾市地頭方422 らぼーる上尾			
定員	標準コース：各回20名 医療的ケア（基本研修）修了者コース：制限なし				

受講料	金額	第1号研修	169,400円（テキスト代、保険料、消費税込） ※所有資格による免除あり
		第2号研修	129,400円（テキスト代、保険料、消費税込） ※口腔内・鼻腔内喀痰吸引及び胃ろう腸ろうによる経管栄養受講の場合 ※所有資格による免除あり
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）及び人口呼吸器装着者への喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤） 44,400円（テキスト代、保険料、消費税込） 人口呼吸器装着者への喀痰吸引 59,400円（テキスト代、保険料、消費税込）
		免除	別紙「喀痰吸引等研修受講料」表参照
	支払方法	受講決定通知後下記のいずれかにより支払う。 ※一括払い又は分割払い（3回迄とし修了までに完納） (1)現金払い (2)銀行振込 群馬銀行 上尾支店 普通預金 0136226 株式会社ラポール カ)ラポール ※振込手数料は受講生負担とする	
解約条件・返金の有無	1. 受講決定通知書発送後の受講者都合によるキャンセル、返金には応じない。 2. 応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合があります、開講中止の際には全額返金する。		

2 受講資格・受講の手続き

受講資格	受講のために必要な資格はなし。
申込方法	1. 申込期限 (1)標準コースは各開講日の1か月前の日 (2)医療的ケア（基本研修）修了者コースは随時 2. 申込方法 (1)持参 (2)郵送 (3)電話、FAXによる受講申込み（別途指定申込用紙を提出） (4)ホームページより申込み（別途指定申込用紙を提出）
申込先	〒362-0052 埼玉県上尾市地頭方422 株式会社ラポール 本部 研修担当 宛
受講決定	申込み受付後、受講料の支払いが確認された時点で受講を決定する。 (1)先着順に受付、定員になり次第受付終了する (2)受講決定者には書面を郵送にて通知する

	免除の有無	① ・ 無
科目免除	対象者	<p>受講科目の一部免除対象者は以下の者とする。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。</p> <p>(2) 平成24年度以降に登録研修機関において、喀痰吸引等研修第2号研修（不特定多数の者対象）を修了した者。</p> <p>(3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切におこなうために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者</p> <p>(4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者</p> <p>(5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年度10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者</p> <p>(6) 平成24年度以降に登録研修機関において交付された「一部履修証明書」を所有している者</p>
	免除科目 (対象者番号に対応)	<p>受講科目の一部免除科目は以下の通りとする。</p> <p>(1) 基本研修（講義）及び基本研修（演習）</p> <p>(2) 基本研修（講義）及び基本研修（演習）</p> <p>(3) 基本研修（演習）のうち「口腔内喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内喀痰吸引」</p> <p>(4) 基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（実地研修を修了した行為に限る）</p> <p>(5) 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（実地研修を修了した行為に限る）</p> <p>(6) 履修した科目</p>
	申込方法	<p>規定する研修等を修了（履修）した証明書の写しを申込書に添えて提出すること。</p>
基本研修免除者 事前研修（講義及び演習）	<p>基本研修免除対象者の場合、演習なしに実地研修を行う事はリスクが伴うため実地研修受講前に以下の「基本研修免除者事前講義及び演習」の受講すること。</p> <p>(1) 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引、経管栄養実施手順解説</p> <p>(2) 演習</p>	

3 受講上の注意事項

遅刻・早退・欠席の取り扱い	遅刻	<p>事故等により公共交通機関が遮断された場合、就業状況の影響等の理由で遅刻した場合。</p> <p>(1) 始業時刻より15分以内の場合は、受講可能であるが証明書等の提出が必要</p> <p>(2) 始業時刻より30分以内の場合は、受講可能であるが証明書等及びレポート提出が必要</p> <p>(3) 上記ア及びイ以外の場合は、補講を受講すること</p>
	早退	<p>不慮の事故や自然災害等不測の事態が生じた場合、また当研修機関が認める場合。</p> <p>(1) 終業時刻の15分前までの場合は、補講及びレポート提出は不要</p> <p>(2) 終業時刻の30分前までの場合は、補講は不要であるがレポート提出が必要</p> <p>(3) 上記ア及びイ以外の場合は、補講を受講すること</p>
	欠席	<p>終日欠席、又は遅刻早退合わせて30分を超える場合は欠席扱いとする。</p> <p>上記の場合は補講を受講すること。</p>
補講の実施	実施の有無	(有) ・ 無
	可能な科目	基本研修（講義及び演習）及び実地研修
	補講の上限 （日数）	基本研修（講義）2日（15時間）（演習）1日 実地研修 2日
	補講の方法	<p>1. 講義 別日程を設定し講義を実施（要補講料） 筆記再試験：予備日を設定し筆記再試験を実施（要再試験料）</p> <p>2. 演習（シミュレーター演習） 別日程を設定し演習を実施（要補講料）</p> <p>3. 実地研修 事前に設定された日程から更に実地研修日を1日単位で追加（要補講料）</p>
	補講の費用	<p>1. 講義：500円/0.5時間当たり（消費税込）</p> <p>2. 筆記再試験：3,000円（消費税込）</p> <p>3. 演習：1行為につき5,000円（消費税込）</p> <p>4. 実地研修：追加1日につき10,000円（消費税込）</p>
	注意事項	<p>1. 自然災害等不測の事態により研修が中断された場合は、予定修了期日までに補講日を設定し補講をおこなう。</p> <p>2. 同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する。</p>

修了の取り扱い	修了評価の方法	<p>1. 喀痰吸引研修実施要項（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の習得程度の審査方法）のとおり。</p> <p>2. 基本研修の筆記試験及び演習並びに実地研修の上限実施回数</p> <p>(1) 筆記試験 再試験は原則1回限り</p> <p>(2) 演習 各行為：10回 10回で合格できない場合は補講を指示する。補講においても各行為とも上限回数は10回とし、10回で合格できない場合は受講中止とする。</p> <p>(3) 実地研修 上限回数以内で合格できない場合は受講中止とする。</p> <p>(ア) 口腔内の喀痰吸引：20回 (イ) 鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引：30回 (ウ) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：30回 (エ) 経鼻経管栄養：30回 (オ) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）：20回 (カ) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）：20回</p>
	修了認定の方法	<p>喀痰吸引研修実施要項（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の習得程度の審査方法）のとおり。</p>
受講の取り消し	<p>次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。この場合、受講料は返金しない。</p> <p>(1) 申込時に虚偽の申請をおこなった者 (2) 開講までに受講料の入金をしなかった者。 (3) 無断で遅刻・早退・欠席をした場合 (4) 研修の秩序を見出し、他の受講生に対し迷惑行為を行った者 (5) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者 (6) 知識・技術が著しく不足しており、研修修了が困難と判断された場合 (7) 受講生自身から受講継続の意思の無いことを申し出た者 (8) 当研修機関が不相当とみなした者 (9) 基本研修（演習）が所定回数若しくは合格基準に達しない場合 (10) 講師及び実地研修指導者の指示に従わなかった者 (11) 秘密保持契約の違反する行為があったと判明した者 (12) 筆記試験中の不正行為、受験資格に虚偽又は不正の事実があった場合</p>	
修了証の再発行	<p>紛失等の場合は、受講生本人の申し出により再発行する。なお、再発行手数料として2,200円（消費税込）を徴収する。</p>	

4 衛生的な管理及び感染症予防措置ほか

衛生的な管理及び感染症予防措置	<p>当研修機関は、研修で使用する事務所の設備及び備品等について、衛生管理に努めるほか、研修に関わる者の清潔の保持、健康状態の管理に努める。</p> <p>特に感染症の発生を防止するための措置として、消毒・滅菌の徹底、使い捨ての手袋等を備えるなどの対策を講じる。</p>
安全管理のための体制	<p>実地研修の実施において、ヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会で安全管理体制について協議する。また基本研修（講義）時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、安全管理体制について促進する。</p>

損害保険への加入	<p>実地研修の安全確保措置として、当該研修における実地研修について、下記損害賠償保険制度に加入する。</p> <p>保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険名称：超ビジネス保険（事業活動包括保険）</p>
業務に関して知り得た秘密の保持	<p>当該研修に関わる者は、その業務上知り得た対象者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また当該研修の受講者に対し、その旨についての周知等を徹底するものとする。</p>
業務の実施に係る帳簿及び書類の保存	<p>当該研修に関する研修修了状況について、研修修了者管理簿において管理を行い、業務廃止後は埼玉県に引き継ぐものとする。</p>

5 その他

喀痰吸引等研修委員会の設置及び運営	<p>当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として研修委員会を設置し、定期的に会議を開催するものとする。（研修委員会の構成については、別紙 研修委員一覧表のとおり。）</p>
研修実施計画	<p>研修委員会は、研修の実施に先駆けて、具体的な研修計画を策定する。（研修実施計画の内容については、研修実施計画書のとおり。）</p>
都道府県知事への報告	<p>当該研修の実施結果については、実施結果報告書に記載し、速やかに埼玉県知事に提出する。</p>
その他	<p>この規程に定めるもののほか、当該研修の実施に関し必要な事項は当登録研修機関が必要に応じて埼玉県と協議して定めるものとする。</p>

附則

この規程は、西暦 2021 年 1 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、西暦 2022 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、西暦 2022 年 5 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、西暦 2023 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、西暦 2024 年 1 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、西暦 2024 年 10 月 1 日から施行する。